

マイナンバーカード利用による 薬剤情報・健診結果等の取得について

マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の体制整備に伴い、**令和5年11月1日**より「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」として以下の点数が診療費に加算されます。

- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◇ 薬剤情報・健診結果などの情報を取得・活用して診療を行います。

【初診】

<ul style="list-style-type: none">・従来の保険証を利用した場合・マイナ保険証を利用するが医療情報提供に同意が得られない場合・マイナ保険証が破損して利用できない場合・マイナ保険証を忘れた場合	加算1（6点） ※令和6年1月からは4点
<ul style="list-style-type: none">・紹介状を持参された場合・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意を得られた場合	加算2（2点）

【再診】

<ul style="list-style-type: none">・従来の保険証を利用した場合・マイナ保険証を利用するが医療情報提供に同意が得られない場合・マイナ保険証が破損して利用できない場合・マイナ保険証を忘れた場合	加算3（2点） ※令和6年1月からは加算なし
<ul style="list-style-type: none">・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意を得られた場合	加算なし

当院では診療情報等を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。